国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第１章 （用語の意義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　役員等　役員、教授、事務局長、次長及びこれらに相当する職位の者をいう。 (2)～(9)　（略） ２　（略） 第２章　内国旅行の旅費 （船賃） 第16条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。 (1)　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 イ　（略） ロ　教授、事務局長、次長及びこれらに相当する職位の者については、中級の運賃 ハ　（略） (2)～(5)　（略） ２　（略）	本則 第１章 （用語の意義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　役員等　役員、教授、事務局長、部長、事務部長及びこれらに相当する職位の者をいう。 (2)～(9)　（略） ２　（略） 第２章　内国旅行の旅費 （船賃） 第16条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。 (1)　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 イ　（略） ロ　教授、事務局長、部長、事務部長及びこれらに相当する職位の者については、中級の運賃 ハ　（略） (2)～(5)　（略） ２　（略）	

別表第２

外国旅行の旅費

１　日当及び宿泊料

区分	日当（1 日につき）				宿泊料（1 夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員及び研究院長	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
職員のうち教授、准教授、事務局長、次長及びこれらに相当する職位にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
職員のうち上欄又は下欄の職位以外の者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円
職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円

２　移転料

別表第２

外国旅行の旅費

１　日当及び宿泊料

区分	日当（1 日につき）				宿泊料（1 夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員及び研究院長	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
職員のうち教授、准教授、事務局長、部長、事務部長及びこれらに相当する職位にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
職員のうち上欄又は下欄の職位以外の者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円
職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円

２　移転料

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。